

治療用眼鏡、補助具取扱い業者登録を次のとおり募集する。

令和 4年 12月 15日

佐久市立国保浅間総合病院  
佐久市病院事業管理者 箕輪 隆

1 公募する事項

- (1) 件 名 佐久市立国保浅間総合病院眼科補助具取扱い業者登録
- (2) 箇 所 浅間総合病院 眼科外来
- (3) 履行期間 登録から5年間
- (4) 概 要 別添仕様書のとおり

2 参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 佐久市内に本店又は事業所、営業所が所在すること。
- (4) 別添仕様内容器具の取扱い業者
- (5) 別添許可基準に該当すること。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、参加資格の有無を決定する。

- (1) 業務許可申請書
- (2) 会社概要（様式は任意で）

4 参加申出書等の提出及び方法

(1) 提出先

佐久市立浅間総合病院 総務課 用度係  
郵便番号 385-8558  
住所 長野県佐久市岩村田1862-1  
電話番号 0267-67-2295内線2306  
FAX 0267-67-5923  
HP <http://www.asamaghp.jp/>

(2) 提出期間

随時受付

(3) 提出方法

持参（平日午前9時から午後5時まで受付）又は郵送とする。  
なお、郵送による提出は病院総務課 用度係宛とする。

5 参加資格の有無に関する通知

(1) 通知日

要件を満たしていることが確認でき次第速やかに結果通知する

(2) 通知方法

郵送により通知する。

6 質疑について

(1) メールにて受付。アドレス [asama-soumu@city.saku.nagano.jp](mailto:asama-soumu@city.saku.nagano.jp)

(2) 質問受付期間 随時受付

(3) 回答期間 随時HPにて回答

(4) 担当 事務部 総務課 用度係